



学びたい気持ちを応援します！

(私立専修学校授業料等減免事業)

文部科学省では、令和2年度から、経済的困難により進学を断念することがないように、「授業料・入学金の免除または減額(授業料等減免)」と「給付型奨学金の支給」の二つの支援により、専門学校などで安心して学んでいた多く高等教育の修学支援新制度を実施しています。

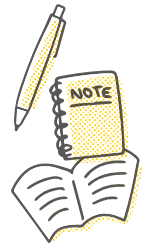
1 支援対象となる学校

専門課程を置く専修学校(専門学校)
(注)県による機要件の確認を受けた専門学校が対象となります。対象となる県内私立専門学校は総務私学課ホームページに掲載されています。(対象校は48校)



2 支援対象となる学生

- 世帯収入や資産の要件を満たしていること(住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯の学生)
- 学ぶ意欲がある学生であること
- 二つの要件を満たす学生全員が対象となります。



3 支援内容

① 授業料等減免

各専門学校が授業料・入学金の減免を実施します。住民税非課税世帯の学生には、下の表の額を上限とし、また、住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生に対しては、その3分の2または3分の1を減免します。(減免に要する費用を公費から支出します。)

② 給付型奨学金

日本学生支援機構が各学生に支給します。学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置します。

授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯)

専門学校	私立	
	入学金	授業料
	約16万円	約59万円

4 手続きの方法

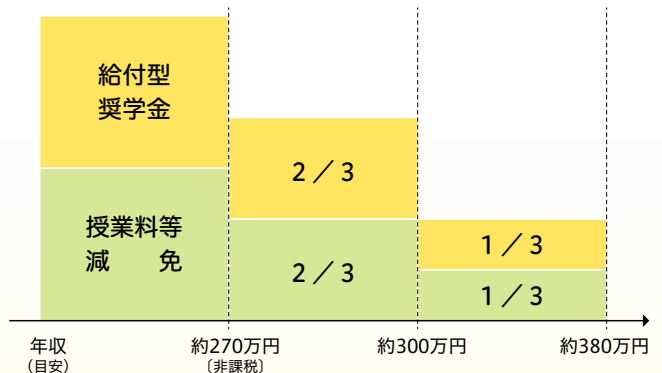
授業料等減免は、進学先の専門学校に申し込みます。給付型奨学金は、日本学生支援機構に申し込みます。詳細は、進学先の専門学校または日本学生支援機構に確認してください。

5 授業料等減免の中間層へ拡大(令和6年度)

令和6年度より、多子世帯および理工農系の中間層に支援対象が拡大される予定です。

世帯収入に応じた3段階の基準で支給額が決まります。

※両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安です。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なります。



(給付型奨学金のお問い合わせ先)

独立行政法人日本学生支援機構 奨学金相談センター

電話: 0570-666-301 (ナビダイヤル)

海外からの電話、一部の携帯電話および

一部のIP電話からは03-6743-6100

月曜～金曜: 9時～20時(土日祝日・年末年始を除く)

問い合わせ

総務私学課 電話: 098-866-2074 FAX: 098-866-2079



県民総ぐるみで飲酒運転根絶!
「飲酒運転をしない させない 許さない」

